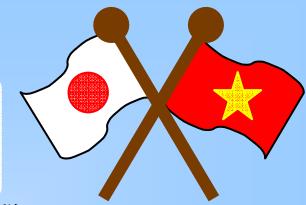


日本・ベトナム経済連携協定の概要



交渉の経緯

2005年12月
交渉立ち上げのための共同検討会合の開始を決定
(首脳会談:東アジア首脳会議)

2006年2月、4月
2回の共同検討会合を開催

2006年10月
正式交渉開始決定
(首脳会談)

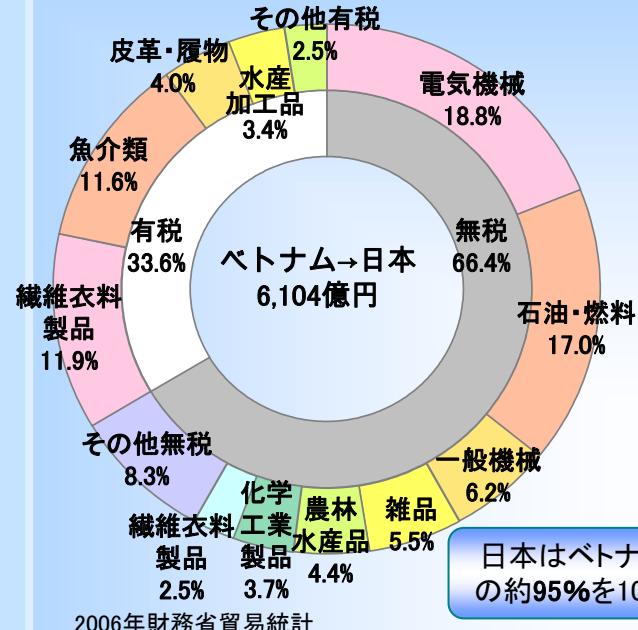
2007年1月～2008年9月
9回の正式交渉会合及び6回の中間会合を開催

2008年9月
大筋合意

2008年12月
署名
(日本側外務大臣・越側商工大臣の会談)

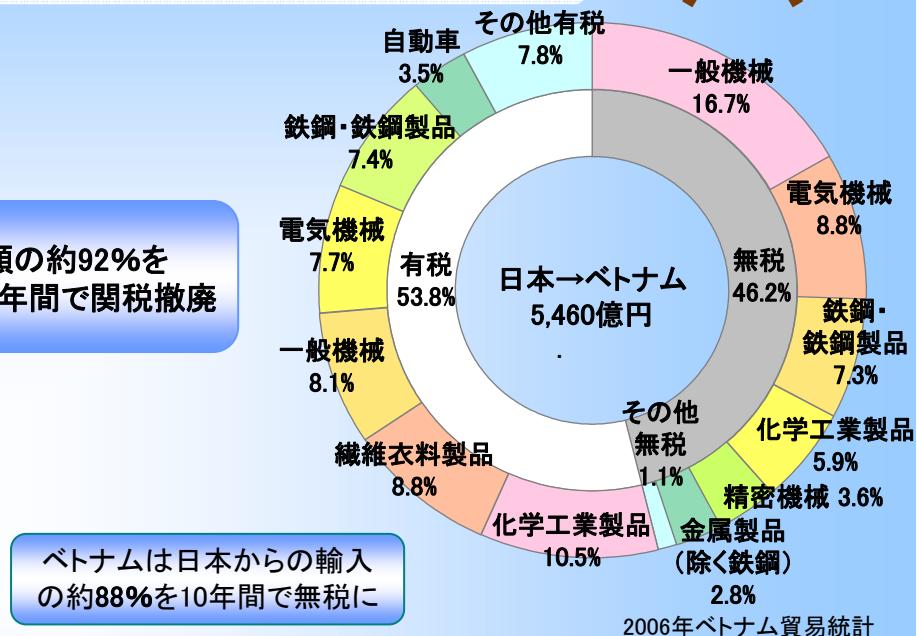
日本・ベトナム経済連携協定(EPA)の意義

関税の撤廃・削減、サービス貿易の自由化及び関連分野の連携強化を図ることにより、日・ベトナム間の貿易の拡大、投資活動の促進及び経済関係全般の強化に貢献する。ベトナムにとっては初めての二国間EPA。



往復貿易額の約92%を
協定発効後10年間で関税撤廃

日本はベトナムからの輸入の約95%を10年間で無税に



ベトナムは日本からの輸入の約88%を10年間で無税に

参考: 16年以内では約93%が無税に

日本・ベトナム経済連携協定の各分野の要旨

日本側の市場アクセス改善

- 鉱工業品: ほぼ全ての品目については即時関税撤廃
- 農林水産品: 農産品では、ドリアン、オクラ、冷凍ほうれん草、スイートコーン、天然はちみつ(関税割当)等の農産品、合板等を除く林産品、えび・えび調製品、冷凍たこ及び冷凍たちうお等水産品のアクセス改善

ベトナム側の市場アクセス改善

- 鉱工業品: ボルト・ナット、ギアボックス、エンジン・エンジン部品等の自動車部品、熱延鋼板、亜鉛めっき鋼板及び冷延鋼板等の鉄鋼製品、フラットパネル、DVD部品、デジタルカメラ、カラーテレビ等電気電子製品・部品のアクセス改善
- 農林水産品: 切花、りんご、なし、みかん、太平洋さけ等のアクセス改善

- **税関手続**: 税関手続の簡素化の促進、水際取締に係る当局間の協力の促進
- **衛生植物検疫措置(SPS)**: 情報交換、科学的協議及び協力に関する議論などをを行う協議メカニズムの設置
- **強制規格、任意規格及び適合性評価手続(TBT)**: 技術的協議及び適合性評価の結果受け入れ促進等を行う協議メカニズムの設置
- **自然人の移動**: 特定の分野についてそれぞれ定める条件に従って自然人の入国及び滞在を約束
- **サービスの貿易**: サービス貿易の一層の自由化を目的とした基本ルールの強化
- **知的財産**: 知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用を促進
- **競争**: 競争の促進及び競争政策の強化等についての協力の促進
- **協力**: 8つの分野において協力を促進
- **ビジネス環境整備**: 相手国に進出した企業が直面する様々な問題を解決するための仕組みを設置